

観音寺市議会手話通訳実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市議会基本条例（平成21年観音寺市条例第26号）第1条に規定する開かれた議会を実現するため、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）が傍聴を希望する際に手話通訳を行うことに関し、観音寺市議会委員会条例（平成17年観音寺市条例第205号）及び観音寺市議会傍聴規則（平成17年観音寺市議会規則第2号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(手話通訳の実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、聴覚障害者等が傍聴を希望する本会議又は委員会とする。ただし、観音寺市議会会議規則（平成17年観音寺市議会規則第1号）第48条又は第112条の規定により秘密会を開く議決があった本会議又は委員会を除くものとする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、傍聴を希望した聴覚障害者等とする。

(手話通訳の申込み)

第4条 手話通訳による会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、手話通訳申込書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする会議が開かれる日の原則5日前（観音寺市の休日を定める条例（平成17年観音寺市条例第2号）第1条第1項各号に規定する本市の休日は、算入しない。）までに議長へ提出しなければならない。

(手話通訳の変更及び取消し)

第5条 傍聴希望者は、手話通訳の申し込み内容を変更又は取消しする場合は、傍聴する会議の日2日前（観音寺市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する本市の休日は、算入しない。）までに議長へ変更又は取消し内容を連絡しなければならない。

(手話通訳者の配置)

第6条 議長は、第4条の手話通訳申込書を受理したときは、手話通訳に必要な人員を適切な箇所に配置するものとする。ただし、やむをえない理由により配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、聴覚障害者等に対する手話通訳の実施に関し必要

な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。